

地域公共交通確保維持事業の変更について（令和6年度事業変更分）

地域公共交通確保維持事業(地域内フィーダー系統国庫補助事業)では、地域の実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通及び、乗用タクシー活用による運行が支援されます。

令和6年4月から本格運行を開始した「袋井東地区タクシー」を本事業の対象とするために、令和5年度第1回袋井市地域公共交通会議で承認いただいた「生活交通確保維持改善計画」に追加する変更が必要となります

変更に際しては、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」により、これまでの「生活交通確保維持改善計画」に替わり、「地域公共交通計画（別紙）」を提出することが求められておりますことから、ご協議いただくものです。

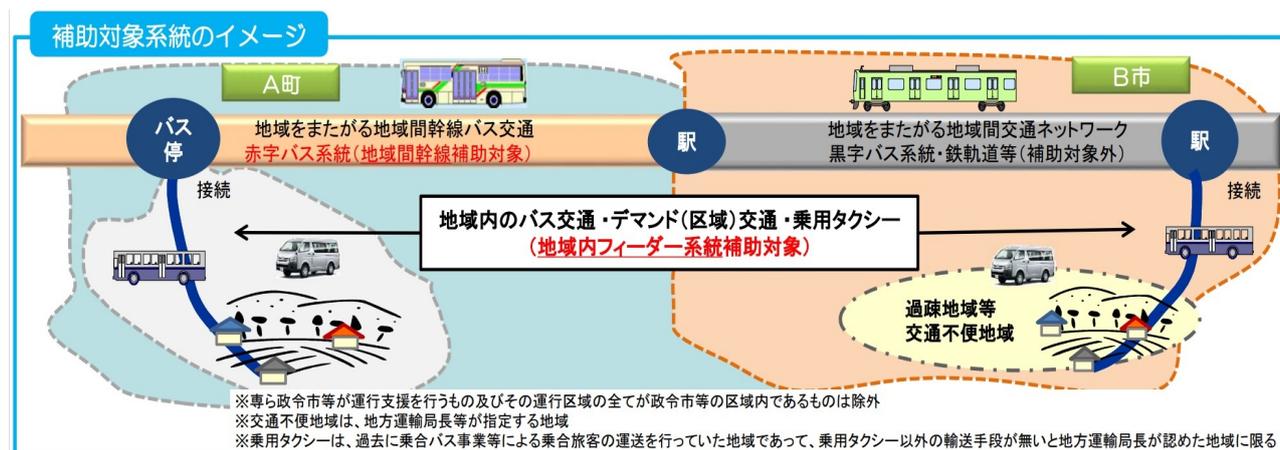
1 対象事業

(1) 地域内フィーダー系統確保維持事業

市内公共交通の軸となる民間路線(基幹路線)と支線となる自主運行バスなどを活用して、公共交通の空白地の移動手段を構築する。

(2) 主な交付要件

- ア 地域公共交通計画（本体、別紙）に補助系統の位置付け、確保維持改善事業の必要性、定量的な目標・効果及び評価手法、等の記載があること
- イ 地域間幹線バス(秋葉中遠線・秋葉線)の系統(補助対象)を補完していること
- ウ 交通不便地域(交通空白地)を運行するもの
- エ 新たに運行を開始または、従前から公的支援を受けているもの



2 補助申請対象期間

令和6年度（令和5年10月～令和6年9月）

3 対象となる運行系統名

①	袋井駅・中東遠総合医療センター線	秋葉バスサービス(株)
②	宇刈地区デマンドタクシー	遠鉄タクシー(株)
③	浅羽南地区デマンドタクシー	
④	浅羽西地区デマンドタクシー	
⑤	袋井東地区タクシー(地域タクシー)【新規追加】	袋井交通(株)、袋井タクシー(株)

4 事業の目標(追加分)

(1) 袋井東地区タクシー(地域タクシー)【新規追加】

目標(1日当たりの運行回数 回/日)

系統名		令和5年度 (R5.4~R6.3)	令和6年度 (R6.4~R6.9)
		実績A	目標値B
⑤	袋井東地区 タクシー	7.5	7.5

※ 令和5年度試験運行期間(R5.4~R6.3)の実績と同程度を目標値とする。
目標値B=A

5 事業の効果(追加分)

(1) 袋井東地区タクシー(地域タクシー)【新規追加】

袋井東地区タクシーの導入により、交通結節点(バス停)を結び、地域間幹線系統への交通手段確保に寄与します。

また、自宅から目的地までを結ぶ運行形態であることから、高齢者等の交通弱者の利用が見込まれます。